

PM2.5 のモニタリング体制の整備状況

整備体制の現状

事務処理基準では、平成 22 年度から 3 年を目処に PM2.5 の測定局の整備を図ることとしており、平成 23 年 8 月 23 日付けで課長通知「微小粒子状物質に係る測定局整備の推進について」を発出し、各地方公共団体に対して、PM2.5 の常時監視実施のための予算を確保するよう依頼してきたところである。

平成 23 年度末に各地方公共団体の整備体制を調査したところ、平成 24 年度末での質量濃度測定局数は国と地方公共団体を合わせて 600 局弱となる見込みであり、成分分析についても平成 24 年度は 50 の地方公共団体で実施される予定である。

【PM2.5 モニタリングの実施状況】

① 質量濃度分析

	H22		H23		H24				備考 事務処理基準に基づく 必要測定局数
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	計	達成率(%)	
北海道・東北ブロック	10	7	32	12	37	15	52	24.4	213
関東ブロック	37	23	85	47	109	59	168	48.4	347
北陸・中部ブロック	16	8	59	23	81	26	107	44.0	243
近畿ブロック	10	10	59	27	62	34	96	55.8	172
中国・四国ブロック	16	1	53	4	54	8	62	44.0	141
九州ブロック	8	2	32	7	60	11	71	40.3	176
合 計	97	51	320	120	403	153	556	43.0	1292

② 成分分析（実施した自治体）

宮城県、仙台市、新潟県、新潟市、茨城県、埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、長野県、長野市、静岡県、静岡市、石川県、愛知県、名古屋市、豊田市、三重県、滋賀県、大津市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、加古川市、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島市、山口県、徳島県、愛媛県、松山市、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、大分市

今後の進め方

現在の整備状況は不十分であると認識しており、今後も全国的な濃度状況を把握するための測定体制の整備を引き続き進める。

なお、成分分析については、平成 24 年 4 月に「成分分析マニュアル」を策定して各自治体に通知したところであるが、平成 24 年度についても引き続き成分分析マニュアルの充実を図る予定である。